

産商商第 184 号  
平成16年11月24日

北野株式会社  
代表取締役 長谷川 敏雄 様

京都市市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成16年3月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について，大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により，下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
北野桂店  
京都市西京区川島東代町77 - 1

- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに，大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し，届出書類を総合的に検討したところ，本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し，市は意見を有しないものとします。

- 3 付帯意見

来店客車両の騒音への配慮として，特に住居に隣接する場所においては，駐車スペースへの前向き駐車，防音壁の設置及びアイドリングストップ等の対策を行うことや，早朝の荷さばき作業においても，極力住居近隣では行わないこと等の配慮が必要です。

また，店舗東側の道路において，来店客の一時駐車が見受けられるため，誘導員の重点的な配置等による駐車場への適切な誘導を行うことが必要です。

## 意見理由

### 1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画上の第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に立地している。

周辺地域の状況は、東側は道路を隔てて低層住宅及び店舗、西側及び北側は低層住宅及び畑、南側は共同住宅及び畑が位置している。

現在、店舗東側道路において、来店客の一時駐車が見受けられる。

### 2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、来店客車両による排気ガス及び騒音への苦情等の意見が出された。

### 3 意見書

法第8条第2項の規定により出された意見書において来店客車両による排気ガス・騒音等への苦情及び改善要望の意見が出された。

### 4 市の見解

今回の変更計画における、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長等により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について昼間の等価騒音レベルの値が高くなることが予想される。

駐車場及び駐輪場の利用者の増加については、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されることから、いずれも収容台数に不足が生じる恐れは少ないと判断される。

廃棄物等の排出量の増加については、現状の排出量及び予測によれば、現在の廃棄物等保管施設容量で対応可能であると判断される。

昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、変更前の営業時間に対する増加時間の割合が18%であり、変更に伴い等価騒音レベルが0.8dB上昇するものの、予測によれば基準値以下であることや、室外機等の増設や位置の変更がないことから、変更に伴う周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

なお、来店客車両の騒音への配慮として、特に住居に隣接する場所においては、駐車スペースへの前向き駐車、防音壁の設置及びアイドリングストップ等の対策を行うことや、早朝の荷さばき作業においても、極力住居近隣では行わないこと等の配慮が必要である。

また、店舗東側の道路において、来店客の一時駐車が見受けられるため、誘導員の重点的な配置等による駐車場への適切な誘導を行うことが必要である。